

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第47号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年岩手県規則第54号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(居住環境の維持及び向上に関する基準)</p> <p>第2条 法第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画（以下「長期優良住宅建築等計画」という。）が次に掲げる基準に該当するときは、当該長期優良住宅建築等計画は法第6条第1項第3号に掲げる基準に適合すると認めるものとする。</p> <p>(1) 住宅を建築しようとする土地が次に掲げる計画の区域内の土地である場合は、当該計画に適合するものであること。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(2) 次に掲げる区域の区域内の土地に住宅を建築するものでないこと。ただし、当該住宅を30年以上にわたり使用できることが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>(自然災害による被害の発生の防止又は軽減に関する基準)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(認定の申請の取下げ)</p> <p>第4条 法第5条第1項から第5項まで（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定の申請を取り下げようとする者は、別に定める様式による認定申請取下げ届書を当該申請に係る住宅の所在地を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(認定長期優良住宅の建築等の取りやめの届出)</p> <p>第7条 法第11条第1項に規定する認定計画実施者（以下「認定計画実施者」という。）は、<u>法第10条第2号</u>に規定する認定長期優良住宅（以下「認定長期優良住宅」という。）の建</p>	<p>(居住環境の維持及び向上に関する基準)</p> <p>第2条 法第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画（以下「長期優良住宅建築等計画」という。）<u>又は同条第6項に規定する長期優良住宅維持保全計画（以下「長期優良住宅維持保全計画」という。）</u>が次に掲げる基準に該当するときは、当該長期優良住宅建築等計画<u>又は長期優良住宅維持保全計画</u>は法第6条第1項第3号に掲げる基準に適合すると認めるものとする。</p> <p>(1) 住宅を建築しようとし、<u>又は維持保全を行おうとする住宅が存する</u>土地が次に掲げる計画の区域内の土地である場合は、当該計画に適合するものであること。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>(2) 次に掲げる区域の区域内の土地に、<u>住宅を建築し、又は維持保全を行おうとする住宅が存する</u>ものでないこと。ただし、当該住宅を30年以上にわたり使用できることが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>ア～オ [略]</p> <p>(自然災害による被害の発生の防止又は軽減に関する基準)</p> <p>第3条 [略]</p> <p><u>2 前項の規定は、長期優良住宅維持保全計画について準用する。この場合において、同項中「長期優良住宅建築等計画」とあるのは「長期優良住宅維持保全計画」と、「住宅を建築する」及び「住宅を建築しようとする」とあるのは「維持保全を行おうとする住宅が存する」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(認定の申請の取下げ)</p> <p>第4条 法第5条第1項から第7項まで（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定の申請を取り下げようとする者は、別に定める様式による認定申請取下げ届書を当該申請に係る住宅の所在地を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(認定長期優良住宅の建築等の取りやめの届出)</p> <p>第7条 法第11条第1項に規定する認定計画実施者（以下「認定計画実施者」という。）は、<u>同項</u>に規定する認定長期優良住宅（以下「認定長期優良住宅」という。）の建築又は維持</p>

築又は維持保全を取りやめたときは、別に定める様式による建築等取りやめ届書を局長に提出しなければならない。

(必要と認める図書)

第13条 省令第2条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1)～(5) [略]

(6) 住宅を建築しようとする土地が第2条第1号ア又はイに掲げる計画の区域内の土地である場合 当該計画に適合することを確認できる書類

(7) 住宅(第3条第1号に掲げる区域の区域内の土地に同条に規定する必要な措置を講じて建築しようとする住宅を除く。)を建築しようとする土地が同条各号に掲げる区域の区域内の土地である場合 当該土地につき宅地の安全化を図る開発行為等により、当該区域の指定が解除されることが決定されていることを確認できる書類又は短期間のうちに解除されることが確実と見込まれることを確認できる書類

保全を取りやめたときは、別に定める様式による建築等取りやめ届書を局長に提出しなければならない。

(必要と認める図書)

第13条 省令第2条第1項に規定する所管行政庁が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1)～(5) [略]

(6) 住宅を建築しようとし、又は維持保全を行おうとする住宅が存する土地が第2条第1号ア又はイに掲げる計画の区域内の土地である場合 当該計画に適合することを確認できる書類

(7) 住宅を建築しようとし、又は維持保全を行おうとする住宅が存する土地が第3条第1項各号に掲げる区域の区域内の土地である場合 (同項第1号に掲げる区域の区域内の土地に、住宅を建築しようとする場合又は維持保全を行おうとする住宅が存する場合であって、同項に規定する必要な措置を講じているときを除く。) 当該土地につき宅地の安全化を図る開発行為等により、当該区域の指定が解除されることが決定されていることを確認できる書類又は短期間のうちに解除されることが確実と見込まれることを確認できる書類

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。